

公益信託制度に関するこれまでの質問集
(令和8年3月時点)

内閣府公益法人行政担当室

目次

【申請者向け】

- ① 受託者・委託者関係
- ② 委員会・合議制機関関係
- ③ その他

【都道府県向け】

- ① 都道府県の合議制機関関係
- ② 認可審査関係
- ③ 移行認可関係
- ④ 特定資産公益信託関係

※質問及びその回答内容は、内閣府の制度担当者が一般論として回答したものです。
今後、公益認定等委員会等において具体的な案件の審議が行われる中で、個別案件の事情等を踏まえ異なる判断がなされる可能性があります。

【申請者向けQ&A】

【① 受託者・委託者関係】

①-1:委託者の親族や使用人は受託者になれますか。

A:委託者と受託者が親族関係にあることは排除されません。公益信託のガバナンスの確保や公益事務の公益性確保等の観点から受託者の技術的能力等を補完する合議制の機関の職務にガバナンスの確保に係る事項があれば、委託者の親族は委員総数の3分の1以下にする必要があります(公益信託認可等ガイドライン第4章第1節第2の17参照)。

※ 公益法人が公益信託を受託する場合等に関する質問は、公益法人制度等に関するよくある質問(FAQ)を参照(VI 公益信託と公益信託の関係に関するもの)

①-2:既存の公益事務を変更せず、第三者が新たな委託者として関与するために追加信託として財産を拠出することは可能でしょうか。その場合、変更認可は必要になりますか。

A:公益信託において、第三者が新たな委託者として財産を拠出することは、信託行為において制限されていない場合に可能ですが、委託者の追加は信託行為の必要的記載事項の変更に当たり、公益信託の変更認可を受ける必要があります(公益信託認可等ガイドライン第4章第1節第2の9(2)参照)。

①-3:信託設立の寄附金を複数の者で持ち寄る場合は、委託者が複数となることは可能ですか。

A:法律上、委託者の人数を制限する規定はありません。

なお、複数の者が共同して公益信託の委託者となる場合、共同委託者間の考え等が異なり、必要な時期に必要な権限が行使されないことや委託者間で矛盾した権限が行使されると、円滑な公益信託事務の処理に支障を来すおそれがあることに留意が必要となります(公益信託認可等ガイドライン第4章第1節第2の5参照)。

【② 委員会・合議制機関関係】

②-1:合議制機関の設置や変更には認可が必要ですか。

A:公益信託においては、公益信託のガバナンスの確保や公益事務の公益性確保等の観点から受託者の技術的能力等を補完する合議制の機関(以下「合議制機関」という。)を設置することが可能となっており、公益信託の適正な運営に不可欠なものとして合議制機関を設置する場合(公益信託認可基準の適合性を判断する際に、当該合議制機関がなければ必要な技術的能力等があると判断できないような場合は、信託行為に定める必要があります(公益信託法施行規則1条13号、公益信託認可等ガイドライン第2章第1節第3の5、第4章第1節第2の17参照)。認可を得た合議制機関の構成員の数、選任方法及び権限並びに当該構成員に対する報酬の有無及びその算定方法(規則第1条第13号)を変更する場合は、信託行為の変更認可が必要になります。

②-2: 公益信託の合議制機関は、信託行為に定めがある場合にのみ設置できるのでしょうか。

A: 公益信託の適正な運営に不可欠なものとして合議制機関を設置する場合には、公益信託法施行規則第1条第13号により、信託行為に当該機関を設置する旨を定めることが必要です。合議制機関の設置が公益信託の運営にとって不可欠でない場合には、信託行為に必ずしもその設置を定める必要はありません。その取扱いは、当該公益信託の信託行為の定めに従うこととなります。

②-3: 合議制機関は受託者の一部として位置づけられるのでしょうか。委員の選任は誰が行うのでしょうか。

A: 合議制機関は、受託者の能力を補完する機関として位置づけられるものです。委員の選任方法については信託行為等の定めに従うこととなります。これまでの公益信託においては、受託者と信託管理人の合意により委員の選任等を行う旨を信託行為に定めている例が多く見られます。

【③ その他】

③-1: 公益信託の最低実施年数や最低財産額はありますか。空き家と少額の貯金だけの場合などは、どのように判断すべきでしょうか。

A: 法令上、公益信託に最低実施年数や最低財産額の定めはありません。ただし、経理的基礎として、公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産の確保(規則第4条第1号)や、その存続期間を通じて公益信託事務を処理することが見込まれるものであること(法第8条第3号)が求められております。公益事務によっては、一定以上の規模や継続が求められることもあり得ます(公益信託認可等ガイドライン第3章第1節第2の1(1)、第3章第1節第4参照)。

空き家など所有に伴う維持コストが発生する財産の場合は、固定資産税や管理費等を含めた存続期間のキャッシュフローを確保することが必要です。

③-2: 存続期間が1年程度で、1回の給付で全ての財産を使い切るような公益信託であっても、公益信託として認可されることはあるのでしょうか。

A: 存続期間が短期間であり、1回の給付によって信託財産をすべて消滅させるような公益信託であっても、法令の要件を満たしている限り、認可の対象から排除されるものではありません。

③-3: 美術館内の喫茶店営業などは可能ですか。

A: 公益事務の一部として、収益が生じる事業を必要な要件を満たす範囲で行うことは可能です(公益信託認可等ガイドライン第2章第1節第3の2、6参照)。

③-4: 信託行為に期間の定めがない場合で、終了するケースとしてどのような事例が想定されますか。また、「目的の不達成による終了」は誰が判断するのでしょうか。

A: 信託行為に期間が定められていない場合であっても、公益信託としての活動の前提が失われ、信託目的を達成することが事実上不可能になった場合には終了が適切となります。例えば、信託財産が枯渇して公益事務を継続できなくなった場合や、歴史的建造物の保存を目的とする公益信託において当該建造物が消失するなど、信託の基礎となる事実が失われた場合が挙げられます。「目的の不達成による終了」の判断は、信託行為に定めがある場合はその定めに従って判断され、定めがない場合には、公益信託事務を現に実施する受託者が信託の目的や現状を総合的に踏まえ、委託者及び信託管理人の同意を得て判断することが想定されます。

③-5: 不動産を信託財産とする場合、評価は時価が原則でしょうか。

A: 原則として時価評価によることとなります。時価とは、通常財産が売買される価格のことを指します。

③-6: ③-5に関連して、不動産を信託財産とする場合、信託するに当たり所得税法上の取扱いはどうなるのでしょうか。

A: 不動産を信託財産とする場合に、取得時から寄附時(信託財産とする時)までの値上がり益がある場合は、原則譲渡所得等課税が行われることとなります(所得税法第59条第1項第1号、第67条の3第10項)。この場合において、当該不動産の寄附が「一定の要件を満たすもの」として国税庁長官の承認を受けると、当該値上がり益分の譲渡所得等について非課税となります(租税特別措置法第40条第1項)。

③-6: 受給対象を特定の集団に限定できますか。

A: 対象が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定多数の者に及ぶことについて合理的な説明が求められます(例: 人数の少ない難病患者支援、同窓会組織を委託者等とする特定校生徒への奨学金、奨学金を関東6都県、特定10大学から開始するなど。詳細は公益信託認可等ガイドライン第2章第1節第3の3参照)。

③-7: 中間支援組織の関与の仕方はどのようなものがあるでしょうか。

A: 中間支援組織の役割として、

- ・ 委託者(財産所有者)が行おうとする公益活動に対する助言
- ・ 委託者(財産所有者)と受託者(公益活動の担い手)及び信託管理人を結びつける役割
- ・ 受託者の能力等に応じて、公益信託事務の委託先として、公募手続き、情報発信、寄付募集

などの機能を担うことで受託者の技術的能力を補完することも考えられます。

また、合議制機関や信託管理人の選任に中間支援団体が関与することも考えられます。

- ・ 公益信託の受託者として、地域の小規模団体等に助成する役割
- ・ 公益信託の受託者として、助成先の選考様式や運営要件をモデル化し、地域で横展開可能な形での発信する
- ・ 公益信託の信託管理人として監督することで、ガバナンスが脆弱な法人等が受託者として公益信託事務を適正に行うことができるよう支援する。

など、様々なものが考えられます。

③-8:公益信託制度では、いわゆる「旧氏」の使用は出来るのでしょうか。

A:認可申請書類や定期提出書類等において、いわゆる「旧氏」の使用は認められています。

詳細は公益法人informationの特設ページを御確認ください。

【都道府県向けQ&A】

【① 都道府県の合議制機関関係】

①-1: 都道府県の合議制機関の委員について、新しい公益信託制度の施行に伴い、公益信託に係る活動について優れた識見を有する委員の任命は必須となるのでしょうか。

A:これまでの公益認定における公益法人の活動(例:奨学金の支給、助成事業、文化・スポーツ振興等)に知見を有する委員は、公益信託における活動分野にも通ずる部分が多く、公益認定業務で蓄積されてきた知見を公益信託の認可にも十分活用できるものと考えられます。このため、公益信託制度の施行に伴って必ずしも新たな委員の追加任命が必要となるわけではありません(都道府県の合議制機関に係る政令においても、公益信託に特化した知見がある者を設置することを必須としてはありません)。

【②認可審査関係】

②-1: 信託管理人が受託者を適切に監督できる能力を有するかどうかは、どのような提出書類を用いて審査するのでしょうか。

A: 信託管理人が果たす役割は、公益事務の内容や規模、受託者の能力や体制によって大きく異なります。受託者のガバナンスが十分に確保されている場合には、信託行為の変更に同意することや事業計画・計算書類を確認することなど、比較的限定的な関与で足りることが想定されます。一方、受託者のガバナンスが弱い場合には、信託管理人が定期的にモニタリングを行ったり、受託者の意思決定に対して同意を行ったりするなど、より積極的にガバナンス確保に関与する場合もあり得ます(公益信託認可等ガイドライン第3章第1節第3参照)。

このように信託管理人に求められる役割は事案ごとに異なるため、特定の書類のみで能力を判断するという性質のものではありません。公益信託認可の申請書に記載される公益事務の内容、信託行為に定められた信託管理人の職務、受託者や信託管理人の本人確認情報を含む添付書類の内容などを踏まえ、総合的に判断することになります。

特に信託管理人が自然人である場合には、提出書類に記載された経歴や職業を確認することで、法律や会計に関する実務経験、当該公益事務に関連する経験の有無など、信託管理人として必要な役割を果たす能力が備わっているかどうかを判断することになります。

②-2: 公益信託の認可後、受託者の固有財産に関する財務状況が悪化していないかを把握する仕組みはあるのでしょうか。

A: 公益信託では、公益信託法施行規則第40条第1項第1号ロ及び第49条第1項第1号に基づき、受託者が法人その他の団体の場合は毎事業年度の貸借対照表(BS)及び損益計算書(PL)を、受託者が個人の場合は当該個人の財産及び収入の状況(前年の年収並びに主な資産及び負債の額を明らかにしたものを)記載した書類を行政庁に提出することとされています。

②-3: 特定資産公益信託において、株式はどのような種類であっても信託財産にすることができないと考えてよいでしょうか。

A: 株式は価格変動など不確定要素が大きいため、特定資産公益信託の信託財産として保有することができる対象資産(規則第3条第1項第2号)には含まれません。

②-4: 信託管理人の解任は、委託者単独でできますか。

A: 信託管理人の解任については、信託法第128条第2項において、信託法第58条の規定を準用することとされています。同条第1項によると、他に信託管理人がいない場合には、委託者が単独で信託管理人を解任することができます。一方で、信託法第58条第3項によると、信託管理人の解任については、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるとされているため、例えば、委託者と受託者との合意により信託管理人を解任する旨を定めることもできます(公益信託認可等ガイドライン第4章第1節第2の5参照)。

②-5: 行政庁へ財産目録等を提出する際の「信託管理人の承認を証する書類」とはどのようなものでしょうか。

A: 「信託管理人の承認を証する書類」については、法令上特定の様式は定められていません。信託管理人が内容を確認し承認したことが分かる書面やメールなど、各公益信託において適切と判断される方法で作成された記録であれば差し支えありません。

②-6: 信託管理人の選任手続が未記載の場合、不認可になりますか。

A: 信託管理人の選任手続について、法令上「記載しなければならない」とはされていません。ただし、信託管理人の監督能力については、「公益信託の存続期間を通じて適正な監督を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること(規則第5条第2号)」が求められており、信託管理人の人数や属性(自然人の場合等)や信託の存続期間等によっては、信託管理人の選任手続が信託行為に定められていないことをもって、当該基準を満たさないと判断されることはあり得ます。(公益信託認可等ガイドライン第3章第1節第3の2参照)

②-7: 公益信託の認可に当たっての標準処理期間はどう考えれば良いのですか。

A: 行政庁は申請が到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をさだめるよう努める(行政手続法第6条)こととなっています。公益法人制度においては、内閣府では、現行制度の施行(平成20年12月)から2年10か月後に標準処理期間(公益認定については4か月)を設定しました。公益信託制度においても、できる限り速やかに申請を処理するよう努めるとともに、認可の実務が蓄積された段階で標準処理期間を定め公表する予定です。

【③ 移行認可関係】

③-1: 移行期間満了時に認可を受けていない旧公益信託は、清算手続が必要ですか。

A: 御理解のとおりです。公益信託法附則第4条において、移行認可を受けていない旧公益信託は、移行期間が満了する日(移行認可申請が行政庁において審査中である場合は当該

申請を拒否する処分がなされた日)に終了する旨が定められています(公益信託認可等ガイドライン第7章第1節参照)。

終了した旧公益信託の清算手続については、なお従前の例により、旧公益信託法に基づき、旧主務官庁の監督の下、進めることとなります。

③-2:現在の信託行為について、新しい公益信託制度の施行に伴い、新たに追記・修正すべき事項はありますか。また、必要な場合に委託者が死亡しているときはどのように扱われますか。

A:新制度において、信託行為には必要的記載事項および相対的記載事項が定められており、既存の信託行為にそれらが欠けている場合には、移行認可申請に合わせて記載を補う必要があります(公益信託法附則第9条第1項)。既存の信託行為の変更は、信託行為そのものに変更手続が定められている場合にはその定めに従って行い、定めがない場合には委託者・受託者・信託管理人の三者の合意により行います(同条9条第2項)。移行認可の申請のため必要な信託の変更は、旧主務官庁の許可を要しません(同条第4項)。(公益信託認可等ガイドライン第7章第2節第1参照)

委託者がすでに死亡し、委託者が現に存しない場合には、受託者と信託管理人の合意により信託行為を変更することが可能です(同条第3項)。

【④ 特定資産公益信託関係】

④-1:特定資産公益信託の移行認可申請時に、財務規律に関する内容を申請する必要がありますか。

A:特定資産公益信託として認可申請及び移行認可申請をする場合は、財務規律の適合について、申請時に特段の記載は不要です(公益信託認可等ガイドラインにおいて、特定資産公益信託の場合は、別表Aから別表Cまでは添付不要である旨を明記しています)。規則第2条第3項第3号は、認定法第8条柱書括弧内の規定を当然の前提としています。

④-2:特定資産公益信託で利子等収入超の支出ができなかった場合、どのように扱われますか。

A:公益信託において、受託者は信託行為に従い公益信託事務を処理しなければなりません。特定資産公益信託の定義に照らすと、利子等の収入が想定外に増えることや、金銭の支出が予定どおりできなくなることは、基本的に想定されません。ただし、例えば

- ・特定の年度で何らかの偶発的な事情により計画通りの支出が行えなかった等の場合は、その時点で直ちに認可取消とするのではなく改善指導に留め、翌年度以降の支出状況等を注視することとする
- ・金利情勢等が変化したことで利子等の収入を超える支出を継続して行うことが困難であると考えられる場合は、特定資産公益信託から(財務規律が適用される)通常の公益信託への変更認可申請を求める

といったように、個別の事情に応じて監督上の措置を行うことは考えられます。